

令和5年5月2日

保護者 各位

白石市立大鷹沢小学校  
校長 榊原 渉

## 5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（お知らせ）

日頃より、保護者の皆様には本校教育活動に御理解と御協力を賜り心から御礼申し上げます。さて、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の5類感染症への移行となります。このことを踏まえ、「学校保健安全法施行規則の一部」及び、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定が行われました。本校では、改定された法律及び市教育委員会の対策方針等に基づき、令和5年5月8日から下記のとおり対応を見直しますのでお知らせします。つきましては、御理解と御協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 新型コロナウイルス感染症に感染した場合について

- 児童が新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合は、証明書等の提出は必要なく、これまでと同様に出席停止となります。出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とします。

#### 2 濃厚接触者の取扱いについて

- 8日以降は、濃厚接触者としての特定は行わず、また、行動制限は行いません。併せて、これまで濃厚接触者として特定されていた場合（同居家族の感染、感染者と接触があり感染対策を行わずに飲食を共にした者）についても出席停止の対象とはなりません。

#### 3 発熱やかぜ等の症状がある場合について

- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等には、これまでと同様に無理をさせず、登校を控えるとともに受診をお願いします。その際は、従前であれば出席停止でしたが、病欠欠席扱いになります。
- 同居の家族等が発熱等のかぜ症状があった場合、これまでは出席停止扱いでしたが、8日以降は、児童本人に症状がなければ登校可能です。

#### 4 健康観察カードについて

- 8日以降提出は求めませんが、引き続き各御家庭でお子さんの健康管理をお願いします。

#### 5 その他（これまでと同様の対策について）

- マスクの着用を求めないことが基本となります。
- 適切な喚起の確保を実施していきます。
- 手洗い等の手指衛生や咳エチケットを指導していきます。

※「保健室からのお知らせ」もご参照ください。

#### 【担当】

白石市立大鷹沢小学校  
教頭 佐久間 毅

TEL：0224-25-3714